

# 久米南町不育治療支援事業

久米南町では、子どもを希望しながら不育症のため子を持つことができない夫婦が医療保険適用外の不育治療を受けた場合、治療費等の一部を助成します。

## ●対象者

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- (2) 申請日において、どちらかが久米南町に住所を有し、1年を経過していること。
- (3) 日本生殖医学会が認定する生殖医療専門医が所属する医療機関において不育症と診断され、その治療を受けていること。
- (4) 申請日において、助成対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと。

## ●治療費等

国民健康保険法または医療保険各法の規定による保険給付が適用されない不育治療に関する治療費及び検査料をいう。

ただし、入院時の差額ベッド代、食事代等直接治療に関係ない費用は除く。

## ●医療機関

社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関をいう。

## ●補助額

1年度につき30万円以下で1,000円未満は切り捨てた額。ただし一対象者に対し、150万円を超えないものとする。

## ●申請

久米南町不育治療費助成金交付申請兼請求書に、専門医療機関証明書、不育治療実施医療機関証明書、戸籍謄本、住民票の写し、不育治療を行った医療機関発行の領収書を添えて申請する。詳細は下記にお問い合わせください。



【問い合わせ先】久米南町保健福祉課

(086) 728-2047